

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十一号

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七条の二第四項及び第五項、第十八条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、病院の開設等の許可の申請があつた場合等における既存の病床数等の補正の基準、専属薬剤師の設置の基準並びに病院等の人員及び施設の基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「施行令」という。）で使用する用語の例による。

(既存の病床数等の補正の基準)

第三条 法第七条の二第四項の規定による補正は、次に掲げる病院及び診療所（以下「国の所管に係る病院等」という。）について行うものとする。

- 一 国の開設する病院又は診療所であつて、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの
 - 二 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所
 - 三 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所
 - 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設である病院又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院
 - 五 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院又は診療所
- 2 法第七条の二第四項の規定による補正は、次の各号に掲げる国の所管に係る病院等の区分に応じて、当該各号に定める者の数を国の所管に係る病院等の病床の利用者の数から減じた数を、国の所管に係る病院等の病床の利用者の数で除した数（その数が〇・〇五以下であるときは零とする。）に、本条の規定により補正を行う前の既存の病床数（以下「補正前既存病床数」という。）及び申請に係る病床数（以下「補正前申請病床数」という。）を乗じて行うものとする。

- 一 前項第一号に掲げる病院又は診療所（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十七

九号)第四十四条に規定する病院又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所(以下「自衛隊の病院又は診療所」という。)を除く。) 前項第一号に規定する省庁に所属する職員及びその家族(自衛隊法第二十七条第一項の隊員その他政令で定める者(以下「隊員等」という。)を除く。)

二 前項第一号に掲げる病院又は診療所(自衛隊の病院又は診療所に限る。) 隊員等
三 前項第二号に掲げる病院又は診療所 労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者(業務上の災害を被ったものに限る。)

四 前項第三号に掲げる病院又は診療所 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族

五 前項第四号に掲げる病院 入院患者

六 前項第五号に掲げる病院又は診療所 入院患者

3 前項に定めるもののほか、法第七条の二第四項の規定による補正は、次に定めるところにより行うものとする。

一 無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室(以下「治療室等」という。)
()の病床であつて、治療室等の入院患者が当該治療室等における治療の終了後に専ら入院のために用いるための病床が同一病院内に確保されているもの(以下「対応する専用病床を有する治療室等の病床」という。)及び放射線治療病室(診療用放射線照射装置その他規則で定める方法により治療を受けている患者を入院させる病室をいう。以下同じ。)の病床については、補正前既存病床数及び補正前申請病床数に算定しない。

二 介護老人保健施設の入所定員は、その数に〇・五を乗じた数を療養病床又は一般病床に係る同項に規定する当該地域における既存の病床数(以下「既存の病床数」という。)として算定する。

三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させて同法による医療を受けさせるものに限る。)
については、既存の病床数に算定しない。

4 第二項及び前項第一号の補正前既存病床数のうち、第二項各号に定める者の数、国の所管に係る病院等の病床の利用者の数、対応する専用病床を有する治療室等の病床の数及び放射線治療病室の病床の数は、法第七条の二第一項又は第二項の規定による申請の場合については、当該申請があつた日前の直近の九月三十日における数とする。この場

合において、当該申請があった日前の直近の九月三十日に病院又は診療所の業務が行われていなかったときは、規則で定める方法により推定した数とする。

5 第二項及び第三項第一号の補正前申請病床数のうち、第二項各号に定める者の数、国の所管に係る病院等の利用者の数、対応する専用病床を有する治療室等の病床及び放射線治療病室の病床として見込まれるものの数は、規則で定める方法により推定した数とする。

(既存の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員)

第四条 法第七条の二第五項の規定により病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員は、その数に〇・五を乗じた数とする。

(専属薬剤師の設置の基準)

第五条 法第十八条の規定により開設者が専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院及び規則で定めるところにより算定した数が三人以上の医師が勤務する診療所とする。

(病院の人員の基準)

第六条 法第二十一条第一項第一号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもって除した数と精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもって除した数とを合算した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)

二 看護師又は准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもって除した数とを合算した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数を三十をもって除した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)を加えた数

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)

四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じて必要な数

六 理学療法士又は作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じて必要な数

- 2 前項第二号に掲げる看護師又は准看護師の員数の算定に当たっては、当該看護師又は准看護師は、診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院が助産師を置いた場合にあっては当該助産師に、診療科名中に歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔^{（カ）}外科を有する病院が歯科衛生士を置いた場合にあっては当該歯科衛生士に代えることができる。
- 3 第一項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数の算定方法は、規則で定める。
(病院の施設及び構造の基準)

第七条 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、次に定めるとおりとする。

- 一 消毒施設及び洗濯施設（施行令第四条の七第二号又は第七号の業務を法第十五条の二に規定する基準に適合する者に委託する場合における当該業務に係る設備を除く。

- 二 療養病床を有する病院にあつては、談話室、食堂及び浴室

- 2 法第二十一条第一項の規定により病院が有しなければならない施設の構造の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス又は薬品を用いることその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること。
- 二 談話室 療養病床の入院患者相互又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

- 三 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さの床面積を有すること。

- 四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第八条 法第二十一条第二項第一号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 看護師又は准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)
 - 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)
 - 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じて必要な数
- 2 前項第一号及び第二号の入院患者の数の算定方法は規則で定める。
(療養病床を有する診療所の施設及び構造の基準)

第九条 法第二十一条第二項第三号の条例で定める施設は、談話室、食堂及び浴室とする。

2 第七条第二項第二号から第四号までの規定は、法第二十一条第二項の規定により療養

病床を有する診療所が有しなければならない施設について準用する。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(介護老人保健施設の入所定員に関する経過措置)

第二条 第三条第三項第二号及び第四条の規定にかかわらず、当分の間、介護老人保健施設(次項に規定する介護老人保健施設を除く。)の入所定員は、既存の病床数に算定しない。

2 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年三月三十一日までに、当該療養病床の転換(療養病床を廃止し、又は減少させて介護老人保健施設の開設又は入所定員の増加を行うことをいう。以下この条において同じ。)を行った介護老人保健施設の入所定員については、当該療養病床の転換後、最初に法第三十条の四第一項の規定により、法第三十条の四第二項第十一号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する事項を定めるまでの間に限り、第三条第三項第二号中「その数に〇・五を乗じた数を療養病床又は一般病床に係る同項に規定する当該地域における既存」とあるのは「既存」と、第四条中「その数に〇・五を乗じた数」とあるのは「その数に一を乗じた数」とする。

(精神病床を有する病院の人員に関する経過措置)

第三条 当分の間、精神病床を有する病院については、精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)から減じた数の看護補助者を第六条第一項第二号に定める看護師又は准看護師に代えることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する精神病床を有する病院については、この限りでない。

一 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(法第四条の二に規定する特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)

二 二百人以上の患者を入院させるための施設を有し、診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科(施行令第三条の二第一項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこ

これらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を有する病院(特定機能病院を除く。)

(転換病床を有する病院の人員に関する経過措置)

第四条 精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設の全部又は一部を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和十八年法律第三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条において同じ。)を行う旨を平成二十四年三月三十一日までの間に知事に届け出た場合における当該転換を行う病床(以下「転換病床」という。)を有する病院に置くべき看護師又は准看護師及び看護補助者の員数については、当該病院の病床を転換するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)に限り、第六条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 看護師又は准看護師 療養病床(転換病床を除く。)に係る入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数と精神病床(転換病床を除く。)及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもつて除した数とを合算した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数を三十をもつて除した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)を加えた数

二 看護補助者 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床(療養病床に係るものに限る。)に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数とを合算した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)

2 第六条第二項の規定は、前項第一号に掲げる看護師又は准看護師の員数の算定について準用する。

(療養病床を有する病院の人員に関する経過措置)

第五条 療養病床を有する病院であつて健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の

規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（前条第一項に規定する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。）であるもの又は療養病床を有する病院であつて、看護師若しくは准看護師及び看護補助者の員数が第六条第一項第二号及び第三号に掲げる数に満たないもの（以下「特定病院」という。）の開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における当該病院に置くべき看護師又は准看護師及び看護補助者の員数については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、第六条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 看護師又は准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを合算した数（その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者を三十をもって除した数（その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）を加えた数
- 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数（その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

2 第六条第二項の規定は、前項第一号に掲げる看護師又は准看護師の員数の算定について準用する。

（療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置）

第六条 療養病床を有する診療所に置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、当分の間、第八条第一号及び第二号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を二をもって除した数（その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）とする。ただし、そのうち一については看護師又は准看護師としなければならない。

（特定介護療養型医療施設である療養病床を有する診療所等に関する経過措置）

第七条 療養病床を有する診療所であつて特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師若しくは准看護師と看護補助者の員数がそれぞれ第八条第一号及び第二号に掲げる数に満たない療養病床を有する診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合

における当該診療所に置くべき看護師又は准看護師と看護補助者の員数については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、第八条第一号及び第二号並びに前条の規定にかかわらず、それぞれ療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数（その数に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）とする。

第八条 前条に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であつて特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師、准看護師及び看護補助者の員数が附則第六条により算定した員数に満たない療養病床を有する診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所に置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、附則第六条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもって除した数（その数に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）とする。ただし、そのうち一については看護師又は准看護師としなければならない。

（旧療養型病床群を有する病院の施設に関する経過措置）

第九条 平成十三年三月一日において医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第七条第一項の開設の許可を受けていた病院の建物（平成十三年三月一日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）内に旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院のうち、第七条第一項第二号の施設を有さず、及び同条第二項第二号から第四号までの基準を満たさないものを、同日以後この条例の施行の日まで引き続き病院として使用しているものについては、当該規定は適用しない。

（旧療養型病床群を有する診療所の施設に関する経過措置）

第十条 平成十三年三月一日において旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けていた診療所又は同法第八条の届出をしていた診療所の建物（平成十三年三月一日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）内に旧療養型病床群に係る病床を有する診療所のうち、第九条第一項の施設を有さず、及び同条第二項の規定により準用する第七条第二項第二号から第四号までの基準を満たさないものを、同日以後この条例の施行の日まで引き続き診療所として使用しているものについては、当該規定は適用しない。